



| | |
|------------------|---|
| Title | 我が国における企業不正事例(5) |
| Author(s) | 吉見, 宏 |
| Citation | 経済學研究, 46(2), 77-86 |
| Issue Date | 1996-09 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/32031 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | 46(2)_P77-86.pdf |



[Instructions for use](#)

<研究ノート>

我が国における企業不正事例（5）

吉 見 宏

前号までの目次

1. はじめに——企業不正事例研究の意義
2. 事例 大光相互銀行
3. 事例 KDD
(以上 本誌第45巻第2号)
4. 事例 興人
5. 事例 不二サッシ工業・販売
(以上 本誌第45巻第3号)
6. 事例 リッカー
7. 事例 平和相互銀行
(以上 本誌第45巻第4号)
8. 事例 日東あられ
9. 事例 イトマン
(以上 本誌第46巻第1号)
10. 事例 日本コッパース

10. 1 事例の概要

日本コッパース有限会社は、ドイツに本社のあるクルップ・コッパース社の100%出資子会社である。その主たる事業はプラントの設計などであるが、日本法人の規模は従業員25名と小さく、また上記のように有限会社であり、株式会社ではない。このため、この会社には法定監査は適用されず、また有限会社には任意である監査役も置いていなかった。もちろん公認会計士による監査も法的には不必要であるが、日本コッパースは親会社の連結財務諸表作成のために明和監査法人と任意監査契約を結び、公認会計士による監査が行われていた。同社の会計組織についていえば、同社は社長が外国人のことも

あって、経理は2名の日本人に担当させ、特に経理部長には全幅の信頼を置いていた。ところがこの経理部長が、昭和51年以降、まかされていた定期預金証書を担保に銀行から勝手に約6億円の借り入れをし、横領していたことが昭和54年に判明する。ところで、この前年、同社は明和監査法人から適正意見の付された監査報告書を得ていた。このため、経理部長の不正を発見できなかったのは当該監査法人の過失であるとして、昭和56年4月、日本コッパースは明和監査法人に対して約6億円の損害賠償を求める民事訴訟を東京地方裁判所に提訴したのである。

裁判は、10年後の平成3年3月に東京地裁において一審判決が下された。地裁は、原告日本コッパース社の過失、具体的には取締役による監督不十分、内部統制組織の不備などを認定して広範に過失相殺を認めたと、基本的には被告監査法人の過失責任を認定し、総額4,779万円の損害賠償を同監査法人に命じた¹⁾。この判決に対しては、被告明和監査法人、そして原告日本コッパースも認定賠償額を不服として控訴した。

第二審の東京高等裁判所は、平成7年9月、一審判決を破棄し、被告監査法人に過失責任はないものと認め、原告の請求を棄却する逆転判決を下した²⁾。この判決に対しては、原告、被告双方とも上告せず、同判決が確定している。

10. 2 報道の論点

本事例に関する新聞等による報道はきわめて

1) 『日本経済新聞』昭和56年3月20日朝刊。

2) 『日本経済新聞』平成7年9月29日朝刊。

限られており、一、二審の判決時に事実関係を伝える報道があったのみである。これは、本事例が民事裁判をその舞台としており、社会事件性に欠けるためであろう。しかしながら、後述のように、専門雑誌等に多くの論及が見られる事例である。

10. 3 監査および監査人との関連

エクスペクテーション・ギャップ問題が問題として認識されるにいたるには、アメリカにおける会計士に対する訴訟の多発によるところが大きい。すなわち、エクスペクテーション・ギャップというある意味で内面的な問題は、訴訟という形で最もよく表象したのである。しかしながら、こと我が国においては、公認会計士や監査役などの、監査人への訴訟は起こってこなかった。本事例は、かかる訴訟の我が国における初めての事例となるものであり、その意味で監査にとっての意味はこのほか大きいといわねばならない。

本事例の裁判経過については、すでに多くの詳細な研究が会計学、法学の両面からなされている³⁾。本事例では、公認会計士が経理部長の横領を見抜けなかった。その原因は、主として公認会計士が定期預金通帳を実査しなかったためであり、もしもこれを行っていたら、通帳が会社に無断で担保として差し入れられていたことが発見できたはずと原告は考えた。すなわち基本的には、公認会計士が監査基準に従った監査を行っていたら当然に発見できたはずの不正を、その手続きを怠ったために発見できなかったとして、原告は提訴したわけである。このた

め、本事例においては、監査基準への準拠が大きな論点となった。すなわち、その争点を大きくまとめれば、以下の2点に集約できよう。

まず第一点は、有限会社の監査に監査基準が適用されるかどうかである。先述のように、日本コッパースは有限会社であり、株式会社ではない。準則を含めた現行の監査基準には、これが株式会社の監査のみに適用されるものとは特に規定はされていない。しかしながら、監査基準が公認会計士による監査において利用され、すなわちもっぱら証券取引法監査、商法監査特例法監査を念頭に作成され、利用されていることは疑いのないところである。原告日本コッパースは、監査法人が監査基準に従った監査を行わなかったとしたが、被告監査法人は、有限会社の監査において監査基準に従うべき根拠はないとして反論した。

第二点は、任意監査において監査基準が適用されるかどうかである。本事例における監査は、日本コッパース社と明和監査法人の間に結ばれた任意監査契約にもとづくものであり、法定監査ではない。その意味で、論理的に言えばその監査は法定監査において従われるべき基準に従い、または手順を踏む必要はなく、すなわち現行の監査基準に従う必然性はない。しかし、ではそのときいかなる監査手続きがなされるのかといえば、その方法は監査基準によった場合と比べて特段大きな変化がないであろうことも容易に想定される。この点で、原告は任意監査においても監査基準に従った手続きが行われるべきであって、被告はそれを怠ったとしたが、被告は任意監査においては監査基準に従う必然性はないとして反論した。

これらの点について、一審と二審とでは、ほぼ正反対の判断が下されている。すなわち、一審は有限会社における任意監査を、株式会社における法定監査と同じ概念軸上にあるものと理解したのに対して、二審では両者を明白に分けて考えた。この差が、まったく逆の判決となって結果したといえる。

3) 一審判決に関しては、加藤 [1991]、龍田 [1991]、檜田 [1992]、盛田 [1995]、居林 [1992]、近藤 [1992]、山村 [1991]、および『商事法務』第1246号、1991年4月5日、56頁および63頁、『判例時報』第1381号、116-128頁を参照。二審判決に関しては、上野 [1996]、江村 [1996]、龍田 [1996]、居林 [1996]、『商事法務』第1403号、59頁、『日本コッパース監査法人損害賠償請求事件控訴審判決』『資料版商事法務』第139号、1995年10月、217-243頁、『金融・商事判例』第980号、1995年12月15日、21-33頁を参照。

なお、本事例では、一般に財務諸表監査が不正発見を目的としているか否かについての判断が示されている。そしてこの点については、両判決とも財務諸表監査は不正発見目的のものではないとして一致していることは注目に値する。確かに財務諸表監査において不正を発見すべきという規定がどこにもないことは当然であるし、本事例の監査契約においても、不正発見の特約などが特にあったわけではないから、法的に判断する限りにおいて、これは当然の結論であろう。ただし、第一審で「独立監査人は、一般に認められた監査基準の下にという範囲内と、監査過程の固有の限界内に限られるのではあるが、財務諸表に著しい影響を与えるであろう誤謬、不正を発見すべく監査計画を立案し、監査の実施に当たり然るべき技術を駆使し、正当な注意を払うことが可能であり、またそのような手続きによって監査を行うことが期待されているものと考えられる」[「不正行為の発見は直接の依頼の内容ではないが、通常の監査手続きを実施する中で、不正行為が発見できるならば、これを見逃さないように求められていたものと認めるのが相当である」としているのに対し、第二審では「昭和52、3年当時、不正発見目的の特約のない通常の財務諸表監査において、監査人は、一般に公正妥当と認められた監査基準に従い、職業的専門家の正当な注意をもって監査を実施すれば足り、監査人が右注意義務を尽くしていれば、幹部職員、従業員等の不正行為を発見できないまま無限定の適正意見を表明したとしても、責任を負うことはないというべきである」として、この問題に対する微妙な立場の違いを見せている。本事例が、「裁判官の『会計監査に対する期待の差』」が表れた事例とされるのは⁴⁾、このような点にもみることができる。

10. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴は、以下の3点にまとめられる。

- ① 監査の失敗を理由に監査人が訴えられた、わが国で初めての事例であること。
- ② 本事例に対する報道の着目はきわめて小さかったこと。
- ③ 対して、会計学界、実務界への衝撃はきわめて大きいものがあったこと。

①にあるように、本事例はわが国で公認会計士が訴訟の対象となったおそらく初めての事例であろう。先述のように、アメリカ、そして欧州諸国にあっても、企業の不正事例の発覚に際して当該企業の監査を担当していた監査人が訴訟の対象になることは稀ではない。しかもその多くの場合において、監査人側は敗訴してきた。そこでは、本事例の確定判決とは異なって、不正の発見が近代財務諸表監査において主要な目的ではないとする監査人側の主張は認められず、監査人は多額の損害賠償を負担することとなった。この傾向は加速され、企業不正の発覚に伴っては、訴訟上監査人が責任を問いやすい相手としてみなされることともなってしまったのである。ここで、いわゆるエクスペクテーション・ギャップ問題は単に問題として認識されるにとどまらず、監査人にとって解決すべき切実な問題として実務界、そして学界を揺さぶった。そして、結果として監査人は不正の発見を視野においた監査計画の構築、ないしは、訴訟に備えた監査をなさざるを得なくなったのである。アメリカにあっては、これが監査基準の変更となって明確に表れた。

我が国にあって、かかる訴訟の多発傾向はみられなかったものの、かといって、我が国では監査人が責任を問われそうな不正事例が少ないのかといえば、それは決してそうではない。本研究でここまで検討してきた諸事例にあっても、欧米的視点からすればその多くで監査人が訴訟の対象となっても不思議ではなかった。それらにおいて監査人が訴えられなかったのは、ある意味で幸運であったことは否定できない。本事例は、その意味でたいへん重要な意義を持っている。そして、多くの欧米の事例と異なっ

4) 上野 [1996], 13頁。

て、結果として本事例では監査人の責任が認められなかったことも重要である。

その事例の重要性に反比例して、報道上の扱いはきわめて小さかったといえる。その理由としては、先述のように本事例の舞台が法廷に終始し、事件性に欠けた点が指摘できよう。また、本事例は大企業の倒産事例というわけではなく、経済的な面からいっても一般社会に与えた影響は小さい。その意味では、報道が本事例に関心を示さなかったのは、我が国のこれまでの通例からいって当然ともいえる。しかしながら、同時にそれは本事例に対する社会一般の関心の低さをも示している。公認会計士が訴えられるということの重要性が、我が国では一般にはよく理解されていないということである。このため、社会的には、本事例は一般的にほとんど知られていない些末な事件という位置づけになろう。

かかる社会的な位置づけに反して、本事例が会計学界、会計実務界に与えた衝撃の大きさは容易に理解できるところである。本事例は、欧米的な訴訟の多発が今後わが国にも起こる嚆矢とも捉えられた。そのため、本事例に対しては、公認会計士を中心とした会計実務界は、本事例がかかる嚆矢となり、さらには会計士に対する損害賠償請求が認められた判例とならぬよう、全力をあげてあつたように思われる。それだけに、第一審判決の衝撃は計り知れないものがあつた。

学界にあつては、会計学界、法学界の双方で従来になく盛んな議論がなされた。ここで特徴的なのは、本事例の評価、特に焦点の公認会計士の責任の有無に関して、論者によって見解が大きく異なっていることである。龍田 [1991]、龍田 [1996]、近藤 [1992]、山村 [1991] が一審判決を支持、ないし二審判決を批判し、会計士の責任を重視しているのに対して、居林 [1992]、居林 [1996]、江村 [1996]、上野 [1996] は一審判決を批判、ないし二審判決を支持している。論者によって観点も異なるため単純な比

較はできないが、本事例が学界にあつても定まった評価を得ていないことは確かである。

このように、本事例はきわめて重要性のある事例であるが、反面、本事例が監査人、あるいは監査にとって特殊な位置づけのできる事例であることも事実である。第一に、本事例はドイツの子会社によって起こされた訴訟であり、いわば諸外国の訴訟傾向が単純に持ち込まれたものとも言え、一般的にいって紛争の解決手段として訴訟を好まない、あるいは訴訟が米国ほどには容易でない我が国にあつて、果たして今後かかる事例が多発するとはただちには言えない。第二に、先述のように、本事例の監査が有限会社における任意監査であつて、法定監査ではないことがあげられる。

特に後段は重要であつて、本事例で最終的には監査人の責任が認められなかったのも、その監査が有限会社の任意監査であり、いわば監査手続きもそれなりの特殊なものであつて当然という判断によるところが大きい。この判断自体は、それが実務上可能かどうかはともかく論理的には妥当なものといえるであろう。本事例は、結果的に監査人の損害賠償請求が認められた判例とならなかつたのであるが、しかしその判断は一審判決が二審判決とまったく逆の判断をしていることからわかるように、まさに紙一重のものであつた。端的にいえば、本事例が株式会社における証券取引法監査のものであつたら、結果は果たしてどうであつただろうか。公認会計士実務界、ないし会計学界は、有限会社の任意監査という本事例の特殊性を強調して監査人には責任がないということを勝ち取りはしたが、逆に法定監査における問題点は残されたままとつた。

アメリカで訴訟の多発がエクスペクテーション・ギャップ問題を顕在化させたのと同様に、本事例も当事者間の監査に対する期待の差、特に不正の発見に関する期待の差が明確に表れている。ただし本事例の場合、本来は財務諸表の作成者である企業が、財務諸表の利用者として

監査人を訴えたところに特殊性がある。これは、基本的には本事例が任意監査の事例であったこと起因しよう。しかし、財務諸表の作成者が、その自ら作成した財務諸表に虚偽が含まれている可能性を否定せず、むしろそれを発見することを監査人に期待していたというのは、考えてみれば奇妙なことである。この点からの議論が裁判上でなされなかったのは、監査論の立場からすればきわめて残念であるが、裁判はあくまで法的なものであることからすればやむを得まい。とはいえ、少なくともかかる期待が財務諸表の作成者から監査人に寄せられ得るのだということを、監査人は本事例から感得する必要があるように思われる。仮に法定監査であっても、同様の期待が監査人に寄せられる可能性は十分にある。

アメリカでは、エクスペクテーション・ギャップ問題が監査基準の改訂にまで展開した。これと同様に、本事例がわが国の監査基準に与えた影響も否定できない。平成3年の監査基準、監査実施準則、監査報告準則の改訂にあたっては、監査実施準則五「財務諸表の重要な虚偽記載を看過することなく」「監査上の危険性を十分に考慮しなければならない」の文言にみられるように、エクスペクテーション・ギャップ問題に配慮した改訂がなされた⁵⁾。裁判においては、本事例を監査基準が単純に適用できない特殊な事例と位置づけるべく努力がなされる一方で、同時期に監査基準はエクスペクテーション・ギャップ問題に対処すべく改訂されてきたといえるのである。しかし、その監査基準をもって現実の訴訟に耐えられるかどうかは、いまだ事例がない。そして訴訟という形で表れなくとも、わが

国に「期待のギャップ」は確実に存在するのである⁶⁾。

11. 事例 マクロス

11. 1 事例の概要

マクロスは東証第二部上場の土木試験機を中心とした製造業企業である。本事例は、同社による粉飾経理、経営者による背任、およびインサイダー取引に関する事例である。

マクロスは昭和22年の創業で、創業者の名を冠し谷藤機械工業と名乗っていた(以下、谷藤機械と略する)。同社は、土木試験機という特殊な分野のメーカーであり、わが国の戦後の高度成長、建設ラッシュに伴って業績を伸ばしたが、反面多角化は遅れ、そのため近年は業績が伸び悩み、昭和61年度まで連続13期無配であった⁷⁾。同社のメインバンクは平和相互銀行であり、創業者一族のほかには、同行が株式を取得しているほか、同行の紹介でいくつかの企業が谷藤機械の株式を取得しており、かかる銀行主導による株式持ち合いによって創業者が安定して経営権を握っていた。しかしながら、平和相互銀行は昭和61年に経営が破綻し、住友銀行に合併される⁸⁾。この際、平和相互銀行は、自ら保有する株式を売却するとともに、融資先には自行が紹介した保有株式を売却して同行への融資返済にあてるよう要請したとされる。そして、この株式の中に谷藤機械株も含まれていた⁹⁾。このため、多くの同社株が市場に流出したが、これを買収したのがKr氏であった。Kr氏は楽器販売会社の経営者であったが、いわゆる仕手筋としても有名な人物であった。Kr氏は谷藤機械工業のほか、平和相互銀行の破綻に関連して市場に流れた他企業の株式も買収したが、その目的は、経営への参加ではなく当該企業の経営者に株を

5) 平成3年12月26日、企業会計審議会「監査基準、監査実施準則および監査報告準則の改訂について」には、同三の2の(2)に「また、最近、内外ともにいわゆる不正問題に関連して公認会計士の監査機能に対する社会の期待の高まりがみられる折から」とあり、より明確にこの改訂がエクスペクテーション・ギャップ問題への対応を意識したものであることを表している。

6) 吉見 [1993], 吉見 [1994], 吉見 [1996a]。

7) 『日経産業新聞』平成3年2月7日。

8) 吉見 [1996b]。

9) 『日本経済新聞』昭和61年10月2日朝刊。

買い取らせることにあったとされる。Kr氏は平和相互銀行の合併が発表されて間もない昭和61年3月には谷藤機械の筆頭株主となったが、当初は谷藤機械にも経営参加などの要求は出していない¹⁰⁾。しかし、谷藤機械の創業者一族にはこの株式を買う資金力がなかったため、結果として株式はKr氏の下に残り、Kr氏は同年5月に創業者に代わって谷藤機械の社長に就任したのである¹¹⁾。

社長就任後、Kr氏は谷藤機械の経営多角化に着手する。具体的には、韓国製テレビを中心とする家電製品の輸入販売、健康食品販売、不動産事業などに進出した。この結果、平成2年3月期までに売り上げは約7倍に増え、経常利益も1,600万円から18億円に増える¹²⁾。これは本業の土木試験機によるものではなく、明らかに関連事業によるものであった。その関連事業を担当していたのは、Kr氏が招いたH常務であった。ところがH常務が平成2年8月に病気で入院すると、まもなく53億円の架空売り上げがあることが判明する。この額がそのまま平成2年9月期の損失額となり、谷藤機械は一転して多額の欠損を抱えることとなった。なお、H常務はこのあと平成3年3月11日に背任で書類送検されているが、これは同氏が仕入れの際に仕入額を水増しして着服し、会社に約4,000万円の損害を与えたことによるものである¹³⁾。

さて、このような状況を受けて、Kr氏は自らの経営で業績を改善することを断念し、谷藤機械の株式を売却することとしたが、これを引き受けたのがS氏である。S氏は家電通信販売会社の経営者であり、かつて日本熱学工業が倒産した際、その在庫のクーラーを大量に買い、それが猛暑で爆発的に売れたことから財をなし、事業を始めた¹⁴⁾。本業の通信販売を伸ばしたほ

か、バブル経済期には東京・秋葉原の自社ビルの担保価値の高騰を背景に不動産投資も行った。また、平成2年には米国化粧品メーカー、エイボンの日本法人の買取にも一時参加している¹⁵⁾。そのような中で、S氏は平成2年11月に谷藤機械の再建に協力を表明し、Kr氏から株式を買い取って、平成3年2月には臨時株主総会で社長に就任した。

平成3年4月、谷藤機械はKr氏社長時代に予定していたとおり社名をマクロスに変更した。そのマクロスの平成3年3月期決算は87億6,400万円の損失を計上し、同社は債務超過に陥った。社長就任後、S氏は減資を行うとともに、銀行を中心に第三者割り当て増資を行って欠損を解消することを骨子とした再建案を策定する¹⁶⁾。損失の原因である関連事業からは撤退し、本業の土木試験機製造を再び事業の中心に据えた。そして、それまで注文生産的な要素の大きかった土木試験機を標準化してコストを下げ、経営効率を上げる方策を採ることとした。

S氏はこの経営再建にあたって、Kr氏時代の経営陣を入れ替えることとしたが、その前にその旧経営陣のうちKm専務が、インサイダー取引を行ったとして5月1日に告発される。インサイダー取引は、平成元年4月の証券取引法改正によって禁止され、平成2年には日新汽船株について摘発の例があったが、上場企業ではマクロスが初の事例であった。Km専務は、H元常務による架空取引が発覚した平成2年9月に、その公表前に自分と妻名義の谷藤機械株2万2,000株を売却したとされる¹⁷⁾。この部分につい

10) 『日本経済新聞』昭和61年3月5日朝刊。

11) 『日経産業新聞』平成3年2月7日。

12) 『日経産業新聞』平成3年2月7日。

13) 『日本経済新聞』平成3年3月12日朝刊。

14) 「挫折の軌跡」『日経ビジネス』第601号、平成3年8月5日・12日。

15) S氏は、同時期に東証一部上場の日本カーリット株も買い集め、筆頭株主になっている。この会社は火薬製造業の会社であるが、S氏は同社が横浜市内の住宅地のすぐそばに持つ爆薬工場に着目し、その移転が決まっているため、その跡地の再開発に伴う担保価値の増加に着目していたとされる(『日経金融新聞』平成3年2月10日)。同氏はそのほか、東海汽船株も買い集め、この後には平成5年に技研工業株、平成6年には同和紡績株を買い集めている。

16) 『日本経済新聞』平成3年4月26日朝刊。

17) 『日本経済新聞』平成3年5月1日夕刊。

ては、平成4年9月に東京地裁により罰金50万円の有罪判決が下され、これが確定している。このため本事例は、インサイダー取引について刑事罰が確定した初の事例ともなった¹⁸⁾。

さらに5月2日には、Kr氏経営の楽器店が証券取引法違反容疑で東京地検特捜部による捜索を受ける¹⁹⁾。これは、基本的にはKr氏社長当時の上述の不正経理疑惑に基づくものである。そして6月13日にはKr元社長とSz元不動産部次長が東京地検特捜部により逮捕される。しかしこの際の容疑は証券取引法違反ではなく、架空取引の穴埋めのため平成2年10月に東京の本社を売却した際に、Kr氏の会社が仲介したようにし手数料として約8,000万円を谷藤機械に支払わせていたことによる、商法違反(特別背任)容疑であった²⁰⁾。しかし東京地検によれば、架空取引は昭和62年5月以降、発覚までの約3年間で278億円に上っており、地検は証券取引法違反(粉飾決算、有価証券報告書虚偽記載)の疑いでも捜査していた²¹⁾。

しかしながら、結果として本事例は粉飾決算としては立件されず、刑事上の捜査は先のもので終了する。もっとも、予定していた増資は、経営の不透明感から銀行の引き受けが得られなくなり、中止された。減資については10月に8割減資が行われ、増資についても12月にはS社長に5億円の第三者割当て増資が行われている。また10月には、やはりS社長系の企業の技研工業と業務提携する。このようにマクロスは、基本的にはS社長1人の力に頼った再建を始めることになる²²⁾。しかしながら、予定通りの増資ができなかったことから債務超過はその後も継続することとなり、そのままでは上場基準を満

たさなくなるおそれが出てきた。

そこでまず平成5年6月には、Kr氏社長時代に行われた借入れについて、金融機関に金利減免要請を行った。要請先は、太平洋銀行、大和銀行、住宅金融専門会社の第一住宅金融である。マクロスは平成6年度中に債務超過を脱しなければ上場廃止となるはずであったが、平成7年3月にはS社長系企業への第三者割当て増資、固定資産の売却、債務免除によって債務超過を解消し、上場を維持して現在に至っている。

11. 2 報道の論点

本事例についての報道は他事例に比較して必ずしも多くはない。その中では、①S氏が谷藤機械の経営権を取得したとき、②Km専務のインサイダー取引摘発時、③Kr氏逮捕時に報道が比較的集中している。

①については、S氏への個人的興味を伴って報道されているきらいがある。S氏が急激に業績をのばした企業の経営者であり、さらにまだきわめて若く、しかもその氏が株式取得という形で上場企業の経営者となったことがかかる個人的興味につながっている。②については、当然ながら証券取引法にインサイダー取引規制が導入されて初の上場会社の摘発事例ということで注目されている。しかしながら、Km氏が病気であることを理由に逮捕はなされなかったためか、報道に派手さはなく、量的にも衆目が集まるほどには多くはない。③については、Kr氏時代の氏の経営姿勢についても批判した報道がなされている。それとともに、この時点で初めて、粉飾決算の可能性を示唆する報道がなされている。

本事例には、複数の不正内容を含むのであるが、その割には報道量が少ないことが特徴でもある。この理由としては、マクロスが上場企業とはいえきわめて地味な企業であって、一般にもほとんど知られていない企業であることがあげられよう。さらに同社は倒産しておらず、全体的にいつて社会事件性に欠ける事例であった

18) 「マクロスのインサイダー取引事件判決」『商事法務』第1306号、1992年12月5日。

19) 『日本経済新聞』平成3年5月2日夕刊。

20) 『日本経済新聞』平成3年6月13日夕刊。

21) 『日本経済新聞』平成3年6月14日朝刊。

22) 「バブル破裂! 『逆境会社』再建の悪戦苦闘」『週刊東洋経済』第5043号、平成3年12月28日・平成4年1月4日、67頁。

ことが指摘できよう。

11. 3 監査および監査人との関連

本事例は、監査に対しいくつかの問題点を示唆する興味深い事例である。

第一は、インサイダー取引との関連である。先にも述べたごとく、本事例は証券取引法改正後上場企業初のインサイダー取引違反事例となった。ここで、インサイダー取引を行ったのは同社の取締役である。本事例については、この点について監査および監査人の責任を示唆する報道はない。確かに一般的にいて、インサイダー取引の場合には個人的犯罪の側面が強く、企業の監査人に責任はないとみなすべきことが多いであろう。本事例にあっても、取締役の個人所有の株式の売買であり、この点でただちに監査人の責任を問うことはできないであろう。しかしながら、一口にインサイダー取引といってもその様態は様々である。欧米にあっては、たとえばギネス事件にみるように、インサイダー取引に関わって監査人が批判される事例も生じている²³⁾。すなわちインサイダー取引は、個人の犯罪にとどまらず、企業の犯罪としてみなされる場合もありうるということである。インサイダー取引については別項で再び取り扱うこととするが、本事例はわが国におけるインサイダー取引違反事例の嚆矢であり、今後その監査人との関連を考える上で重要性をみるべきものであろう。

第二は、粉飾決算についてである。Kr 社長時代に、当時の谷藤機械がH常務を中心に架空取引により多額の売り上げ、利益を計上していたことは事実である。そしてこれは、Kr 社長が就任し、H氏を常務に招いて関連事業を拡大したあとまもなく始まっており、結果として、Kr 社長時代に計上された多額の利益はほぼ架空のものであったことになる。S社長に経営権が移っ

たあと、マクロスが一転債務超過に陥り、上場廃止の危機を迎えるのはこの不正経理によるものといってよい。

これは、過去の例と照らしても会計的には粉飾決算といえることは明らかである。にもかかわらず、結果として本事例は刑事上粉飾決算として告発されなかった。報道にあっても、Kr 社長逮捕時には粉飾決算の可能性を示唆する報道がなされるものの、きわめて限定的、抑制的であった。

これには、粉飾決算となれば、上場企業の場合上場廃止となることが大きく関係していると思われる。S社長は、不正経理の発覚時に、かかる経理操作は前社長当時のものであって、現経営陣には関わりがなく、上場廃止とならないものと確信している、としたが²⁴⁾、経営者が代われば同じ企業がそれまでなした不正が不問に付されるというのは奇妙な話である。上場廃止とは、粉飾経理を行った企業に対して与えられるペナルティである。すなわちそれは、経営者の進退には関係がない。もちろん経営者個人にも責任はあろうが、それはそれで、経営者は別途、個人として処罰されるはずである。

しかし本事例の場合、実際には上場廃止を回避するための配慮がなされた形になった。マクロスの再建にあたって、S社長は、ほぼ個人資産を投下する形でマクロスを支えた。この間銀行団はマクロスの再建に慎重な姿勢を崩さず、同社はS社長が資金的に支えなければいつ倒産してもおかしくない状況であった。マクロスを買収したS社長にとっては、マクロスは上場企業であることに意義があり、マクロスが上場企業でなくなった場合にS社長がこれを支え続けることは考えにくかった。このような状況下で、あえてマクロスの粉飾決算を認定し上場廃止とすることは、マクロスの場合にはただちに倒産するにも等しいことになる。報道は、東証の審査も慎重にならざるを得ないことを指摘してい

23) ギネスの事例については、Kochan and Pym [1987] を参照。

24) 『日経産業新聞』平成3年6月15日。

るが²⁵⁾、結果として粉飾決算とはされずに経過したのである。

このため、マクロスの不正経理に関連しては、監査人に対しては処分はないのはもちろん批判すらされていない。特に報道にあつては、監査人に対する批判は皆無である。Kr 社長時代の谷藤機械の証券取引法監査を担当していたのは大山公認会計士共同事務所であるが、この間、もちろん不適正意見が付されているわけではない。S氏は社長就任後、中央新光監査法人を加えて経理状況を再検討して、架空売り上げ(売掛金の架空計上)、在庫の確認などを行った結果、多額の損失を計上するにいたっている。ここでもわかるように、マクロスの粉飾の方法は単純なものであったといえる。このような中で、Kr 氏社長時代の公認会計士監査に何ら問題がなかったとは考えにくい。

監査役についても同様である。会社ぐるみで不正が行われた場合、特にトップが指示する形で行われた場合には、監査役はこれを発見しづらい立場にあることは、これまでみてきた事例でも明らかである。しかし本事例は、関連事業の担当常務が中心となって不正経理を行ったとされる。この点、果たしてKr 氏自身が経理操作に関与していなかったのかどうかは今や判然としないが、架空取引が同常務の入院をきっかけに発覚し、それはKr 氏社長時代であったこと、自己に不利になるかかるといった状況から鑑みれば、Kr 氏は関連事業についてほぼ日常務にまかせきりにしてしまっており、実状を把握するのを怠っていたと考えるのが正しかろう²⁶⁾。このことは、Kr 氏の社長としての責任を

減ずるものではないが、だとすれば反面過去の会社ぐるみ、トップダウン型の不正と比較すれば、監査役にとってはその手腕を発揮しやすい状況であったはずである。しかしながら、この場合にも監査役はかかる不正経理を指摘するにいたらなかったのである。

11. 4 本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴は以下の3点にまとめられよう。

- ① 上場企業では初のインサイダー取引違反事例であること。
- ② 経営者の交代により、前経営者の不正が明らかになった事例であること。
- ③ 会計的には明白な粉飾経理事例にもかかわらず、社会的には粉飾経理とされなかったこと。

①については、すでにここまでのべてきたところである。なお、この事例は大蔵省証券局証券取引審査室を中心として調査、告発された²⁷⁾。同室は、前年6月に設置されたものであり、本事例が初の告発事例となったものであるが、その体制は不十分であることがすでに指摘されていた²⁸⁾。本事例を契機に、インサイダー取引への関心は高まったといえる。その後も、我が国でインサイダー取引違反事例が起こることになるのであるが、これらは専ら、いわゆる損失補填などの証券不祥事を契機に平成4年に設置される証券取引等監視委員会によって摘発されることになる。

マクロスの事例では、このインサイダー取引にかかる部分が最も注目されたきらいがあるが²⁹⁾、実際には、本事例にはさらに多くの興味深い問題点が含まれている。そのうち②につい

25) 『日本経済新聞』平成3年6月15日朝刊。

26) 後にインサイダー取引で告発されるKm 専務は、不正経理の発覚時に、Kr 社長は「もっと早くわかってもいいし、気づくべきポジションにあった」としながらも、Kr 社長自身が関与していれば「警視庁には持ち込まない」として、Kr 社長の経理操作への関与を否定している(『ビジネス・ウオッチャー』『週刊東洋経済』第4957号、平成2年11月3日、162頁)。

27) 『日本経済新聞』平成3年5月2日朝刊。

28) 『日本経済新聞』平成3年5月2日朝刊、『日経金融新聞』平成3年5月9日。

29) 単にマクロス事件という場合には、通常、本事例のうちこのインサイダー取引にかかる部分を指している(リスク・ディフェンス研究会 [1995]、107-109頁)。

ていえば、マクロスの経営はすでにみたごとくわが国においてはたいへん珍しい経過をたどった。すなわち、そもそもはオーナー企業であった同社は、主力銀行の崩壊とともに株式持ち合いも崩壊した結果、株式の買い占めによって新しい経営者を迎える。その経営者は本来はマクロスの経営に興味があったわけではなく、不正の発覚を契機に再び株式の売買を通じた経営者の交代が行われる。すなわち、ここでは日本には珍しい上場会社の売買、M&Aが行われていることがわかる³⁰⁾。その結果、もっぱら新しい経営者のもとで旧経営者の不正が明らかになるといふ、不正発覚の形としてもわが国には珍しいものとなっている。

③にいうように、本事例の中で架空売り上げにかかる部分は会計的には明らかに粉飾経理といわれるべきものである。しかし、M&Aによる経営者の交代という、従来にない背景にあって、同社の粉飾経理は社会的には粉飾経理とされなかったことになる。しかしこれをもって監査に問題がなかったとするのはあたらない。本事例では、特殊な状況下で、監査および監査人への批判を免れた事例ということができよう。

[参考文献]

- 江村稔「日本コッパース事件の監査論的意義」『J I C P Aジャーナル』第8巻第2号, 18-22頁, 1996年2月。
- 檜田信男「不正への監査人の対応—とくに日本コッパース有限会社対明和監査法人事件に関連して—」『商学論纂』(中央大学)第33巻第2・3号, 251-275頁, 1992年2月。
- 居林次雄「会計監査人の法的責任」『富山大学経済論集』第37巻第3号, 1-26頁, 1992年3月。
- 居林次雄「有限会社の公認会計士監査の民事責任」『金融・商事判例』第981号, 42-47頁, 1996年1月1日。
- 加藤一昶「監査人の責任」『J I C P Aジャーナル』第3巻第10号, 64-66頁, 1991年10月。
- Kochan, N and H. Pym, *The Guinness Affair*, Christopher Helm (Publishers) Ltd, 1987.
- 近藤光男「会計監査人の会社に対する責任」『判例時報』第1400号, 1992年1月1日。
- 盛田良久「訴訟と監査—日本コッパース事件—」加藤恭彦・友杉芳正・津田秀雄編著『監査論講義』第3章第4節所収, 中央経済社, 1995年5月。
- リスク・ディフェンス研究会(編)『ファイル・企業責任事件 Vol.1』蝸牛社, 1995年3月。
- 龍田節「有限会社の任意監査人の責任」『商事法務』第1249号, 53-61頁, 1991年5月5日。
- 龍田節「任意監査と監査人の責任—日本コッパース事件の高裁判決—」『商事法務』第1411号, 54-63頁, 1996年1月5日。
- 上野正彦「日本コッパース事件とその判決—会計・法律実務家の視点から—」『J I C P Aジャーナル』第8巻第2号, 13-17頁, 1996年2月。
- 山村忠平「有限会社の任意監査人の民事責任」『金融・商事法令』第873号, 46-35頁, 1991年9月1日。
- 吉見宏「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の現状」『J I C P Aジャーナル』第459号, 61-67頁, 1993年10月。
- 吉見宏「我が国におけるエクスペクテーション・ギャップ問題の分析」『会計』第146巻第3号, 55-70頁, 1994年9月。
- 吉見宏「監査エクスペクテーション形成の必要性」『會計』第149巻第1号, 102-112頁, 1996年1月(1996a)。
- 吉見宏「我が国における企業不正事例(3)」『経済学研究』(北海道大学)第45巻第4号, 146-162頁, 1996年3月(1996b)。

30) 「強食のベジタリアン 夢と現実の“狭間”」『金融ビジネス』第99号, 平成5年7月, 80頁。